第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令について（概要）

１．背景・趣旨

令和元年６月に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）が公布され、令和３年６月１日に動物取扱業者が遵守すべき飼養管理の基準に関する規定が施行された。

当該基準は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 21 条第１項（第 24 条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき環境省令で定めることとされており、第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和３年環境省令第７号。以下「基準省令」という。）が令和３年４月１日に公布、同年６月１日に施行されたところ。

改正前の基準省令における規定事項は、改正法の規定を受け、犬猫に係る飼養管理基準を具体化したものだが、犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準についても、今後検討を進めることとされていた。

今般、犬猫以外の哺乳類に関する基準の具体化を行うため、基準省令の改正を行うもの。

２．規定内容の概要

※特段の記載がない限り、改正の対象となる動物は、犬猫以外の哺乳類を指す。

（１）　飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項【第２条第１号及び第３条第１号】

●ケージ等の規模

- うさぎ：１頭当たりの広さとして、縦の長さが頭胴長（鼻先から尾の付け根までの長さ。以下同じ。）の２倍以上、横の長さが頭胴長の 1.5 倍以上とし、高さは頭胴長の 1.7 倍以上とする。ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合には、走る、登る等の運動ができるよう、より一層の広さ及び空間で飼養若しくは保管するか、又は適切な頻度と時間を定め十分に運動することができる状態に置く。
- ハムスター：１頭のみ飼養する場合、床面積は頭胴長の２乗の 7.5 倍以上、高さは頭胴長の２倍以上とする。複数頭飼養する場合は、２頭目以降、１頭につき、頭胴長の２乗の 2.5 倍以上の床面積を追加する。また、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行えるものとする。
- モルモット：１頭のみ飼養する場合、床面積は頭胴長の２乗の６倍以上、高さは頭胴長の 1.5 倍以上とする。複数頭飼養する場合は、２頭目以降１頭につき、頭胴長の２乗の 2.25 倍以上の床面積を追加する。個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行えるものとする。

※頭胴長は、複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管する場合、それらの個体のうち最も頭胴長が長い個体の頭胴長を基準とする。

- その他哺乳類：個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、動物の種類、生理、生態、習性等を考慮し、より一層の広さ及び空間で飼養若しくは保管するか、又は適切な頻度と時間を定め十分に運動することができる状態に置く。

●ケージ等の構造等

- ケージ等及び訓練場は、錆、割れ、破れ等の破損がないこととする。

（２）　動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項【第２条第３号及び第３条第３号】

- 動物の健康に支障が出るおそれがある状態（寒冷時や高温時に動物に発現する状態）に置くことを禁止し、飼養施設等への温度計・湿度計の設置を義務付ける。
- 臭気により飼養環境及び周辺の生活環境を損なわないように清潔を保つことを義務付ける。
- 自然採光や照明により、日長変化に応じた光環境の管理を義務付ける。

（３）　動物の疾病等に係る措置に関する事項【第２条第４号及び第３条第４号】

- 健康状態が悪化した等健康及び安全の保持に必要と判断される場合は、特別な事情があるときを除き、獣医師による診療を受けさせることを義務付ける。

（４）　動物の展示又は輸送の方法に関する事項【第２条第５号及び第３条第５号】

- 哺乳類（犬及び猫を除く。）の展示時間は、原則として午前８時から午後 10 時までの間とし、１日の展示時間は 12 時間を超えてはならないこととする。
- 長時間連続して展示を行う場合には、動物が休息できる設備へと自由に移動することが可能な状態を確保することを義務付ける。当該状態を確保できないときは、６時間おきに休憩（展示を行わない時間）を設けることを義務付ける。
- 販売等のために輸送した場合は、輸送後２日間以上その状態を目視により観察することを義務付ける。ただし、イベント会場など日常的に飼養・保管に用いていない施設へ輸送した場合はこの限りでなく、目的達成後速やかに日常的に飼養・保管に用いている施設へ持ち帰った後、２日間以上その状態を観察することを義務付ける。

（５）　動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項【第２条第６号及び第３条第６号】

- 繁殖させる場合は、必要に応じて獣医師による診療や獣医師等による助言を受けることを義務付ける。
- 繁殖に適さない個体は交配を認めない。

（６）　その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項（動物の管理に関する事項）【第２条第７号及び第３条第７号】

- 不適切な被毛、爪等の状態を直接的に禁止する。
 （被毛に糞尿等が固着した状態、毛玉で覆われた状態、爪・歯・ひづめが伸びたまま放置されている状態等）
- 複数の動物を同一のケージ等内で飼養又は保管する場合は、飼養頭数を考慮し、過度な動物間の闘争等が発生しないようにすることを義務付ける。
- 清潔な給水の確保を義務付ける。
- 夜間（午後８時から午前８時までの間）に飼養施設内へ顧客等が立入ることにより休息を妨げないようにする。
- 演芸、訓練等において、殴る、蹴るなどの身体に外傷が生じる（おそれのある）行為及び心理的に過度の負担を与える行為等を禁止する。規制の対象に貸出事業者を含める。（※この演芸、訓練等に関する規定についてのみ、哺乳類以外の鳥類、爬虫類も対象となる。）

●顧客等との接触等について（販売（譲渡）業者、貸出業者、展示業者）

- 特別な事情を除き、夜間の接触、譲渡し、引渡しを禁止する。
 ※以降の事項は、新たに犬猫も含めて義務付ける。
- 極めて短時間の接触を除き、動物が顧客等との接触を避けることができる場所を常時確保することを義務付ける。
- 文書・口頭で、動物への接触方法についての理解を事前に顧客等に確認することを義務付ける。
- 接触の前後には、顧客等に手指等を消毒させることを義務付ける。
- 過度に幼齢な動物、顧客等との接触により過度なストレスがかかるおそれのある動物、人と動物の共通感染症に感染している動物を接触の用に供することを認めない。
- 顧客等と動物との接触に係る業務に従事する職員について、同時に接触の用に供する動物の数、同時に接触を行う顧客等の数、接触を行う場所の広さ等に鑑み、顧客等による不適切な接触が生じた場合において直ちに対処することができるよう、必要な人数を確保することを義務付ける。

（7）その他

その他、軽微な改正を行う。

３．公布・施行期日

公布期日：令和８年 10 月 15 日

施行期日：令和９年６月１日

４．経過措置

新たに規定するケージ等の規模に係る基準については、既存事業者においてケージの買替えなど設備更新に一定の時間を要することから施行後１年の経過措置を設ける。